

東京都最低賃金改正のお知らせ

- ※ 東京都最低賃金は、平成 30 年 10 月 1 日から
時間額 985 円に改正されます。
東京都内で働く全ての労働者に適用されます。
- ※ お問い合わせは、東京労働局労働基準部賃金課 TEL 03-3512-1614（直通）又はワン・ストップ無料相談窓口「東京働き方改革推進支援センター」（TEL 0120-662-556）まで。
- ※ 業務改善助成金のお問い合わせは、上記センター又は東京労働局雇用環境・均等部企画課（TEL 03-6893-1100）まで。
- ※ キャリアアップ助成金・人材確保等支援助成金のお問い合わせは、事業所の所在地を管轄するハローワーク又は東京労働局ハローワーク助成金事務センター助成金第二係まで。

東京都最低賃金の改正状況（過去 10 年間）

平成	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
引上額	25 円	30 円	16 円	13 円	19 円	19 円	19 円	25 円	26 円	27 円
時間給	791 円	821 円	837 円	850 円	869 円	888 円	907 円	932 円	958 円	985 円

〔参考〕 近隣各県における平成 30 年度地域別最低賃金改正の状況

県名	時間額(引上額)	発効日	県名	時間額(引上額)	発効日
埼玉	898 円(27 円)	平成 30 年 10 月 1 日	千葉	895 円(27 円)	平成 30 年 10 月 1 日
神奈川	983 円(27 円)	平成 30 年 10 月 1 日	山梨	810 円(26 円)	平成 30 年 10 月 3 日